

高齢者世帯等への住宅用火災警報器取り付け支援実施要領

松戸市防火・防災協会

住宅火災における死者の発生を防止するためには、火災を早期に発見することのできる住宅用火災警報器が非常に効果的とされていることから、松戸市防火・防災協会では、住宅用火災警報器の設置促進事業を松戸市消防局と一体となり展開しています。

その事業の一つとして、住宅用火災警報器未設置者から「取り付け方がわからない」または「取り付けることができない」という意見が聞かれたこと、総務省消防庁の調べで住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者であったことから、65歳以上の世帯等を対象に住宅用火災警報器の取り付け支援を実施しています。事前に申込者が住宅用火災警報器を自費で用意していただければ、シルバー人材センターが取り付け・取り換え作業を行い、その作業費用を松戸市防火・防災協会が負担します。

1 目的

住宅用火災警報器の取り付け、取り換えすることが困難な65歳以上の世帯等に対して設置及び交換を促進することで、住宅防火対策を強化することを目的としています。

2 支援対象

市内の住宅に居住している65歳以上の世帯等、50世帯

※65歳未満でも、身体に障害があり取り付け・取り換えが困難な方も対象となります。

3 支援内容

住宅用火災警報器の取り付け・取り換え作業

※住宅用火災警報器の購入に係る手続き及び販売はいたしません。

※取り付けに際しては、建物所有者等の同意を得てください。

4 住宅用火災警報器の種類

取り付け・取り換えする住宅用火災警報器は、電池式の機器（煙式・熱式）です。電気工事を必要とする機器は対象外となります。

※住宅用火災警報器は、事前に申込者が自費で用意してください。

※取り付け位置は、「取り付け場所と位置について」をご覧ください。

5 取り付け作業日時

平日の午前9時から午後4時までの間（年末年始を除く）

※申込後に希望日をお聞きして日程を調整します。

6 取り付け者（委託）

公益社団法人 松戸市シルバー人材センター （電話 047-330-5005）

※お伺いするシルバー人材センターの担当者は、会員証（身分証明書）を携行しております。不審に思われたら、会員証の提示を求めると、シルバー人材センターまでご連絡ください。

7 申込方法

(1)「高齢者世帯等への住宅用火災警報器の取り付け申込書兼承諾書」に必要事項を記入し、松戸市防火・防災協会事務局（松戸市消防局予防課内）又は各支部事務局（松戸市内各消防署内）へ提出してください。

申込書兼承諾書は、ホームページからダウンロードするか、上記事務局窓口で入手してください。

(2)受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）です。FAXや郵送による申し込みも可能です。なお、各支部事務局は、災害対応時には不在になることがありますので、ご了承ください。

8 作業実施日時の連絡

申し込み後、松戸市防火・防災協会事務局から申し込み内容の確認をいたします。その後、シルバー人材センターの担当者から作業実施日時についての連絡をします。できる限り希望日に実施するよう調整しますが、希望日以外となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

★注意事項★

※費用は一切かかりませんが、本事業に便乗した悪質な訪問販売等にはご注意ください。



**10年たったら、
とりカエル。**
お宅の火災警報器の話です。

【申し込み・お問合せ】

〒 270-2241

松戸市松戸新田 114-5

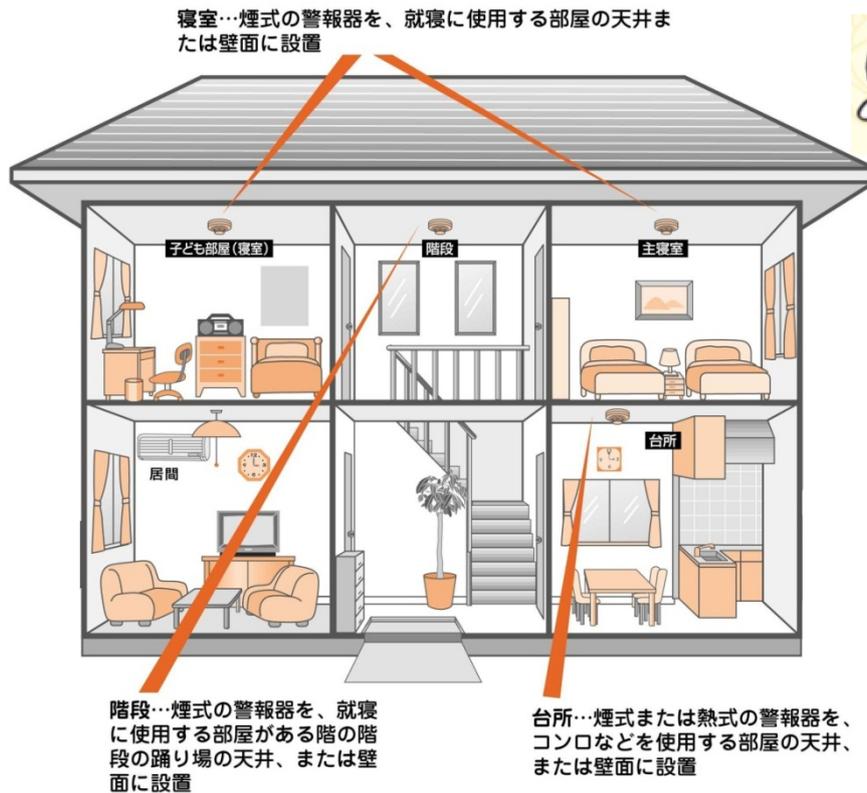
松戸市防火・防災協会事務局
(松戸市消防局予防課内)

TEL 047-363-1114 FAX 047-363-1137

担当：松戸市消防局予防課指導担当

松戸市消防局ホームページ(<http://www.city.matsudo.chiba.jp/matfd.html>)

取り付け場所と位置について



※火災警報器を設置する場所は、一般的に寝室・階段・台所ですが、それ以外にも1つの階に7㎡（およそ四畳半）以上の居室が5以上ある階は廊下等に設置することが必要です。



〈天井の場合〉

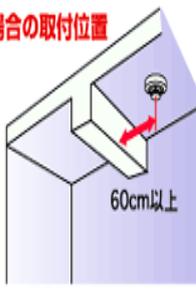
▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



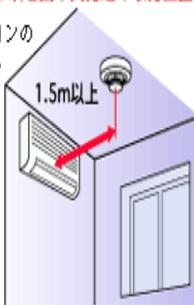
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



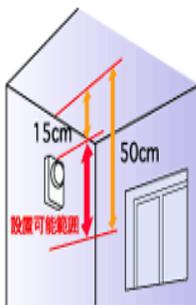
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



【天井の場合】

▼壁面からの取り付け位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

▼はりなどがある場合の取り付け位置

火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。

▼エアコンなどの吹き出し口付近の取り付け位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

【壁面の場合】

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

高齢者世帯等への住宅用火災警報器の取り付け申込書兼承諾書

松戸市防火・防災協会長

令和 年 月 日

とりつけも、
とりカエルのも
お手伝い。



下記の事項に承諾のうえ、住宅用火災警報器の取り付けを申し込みます。

申込者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____
年 齢 _____ 歳

| | |
|---------|--|
| 作業実施場所 | 松戸市 _____ |
| 作業実施希望日 | 希望の日付（土・日・祝日及び年末年始を除く）を記載し、午前か午後を○で囲ってください。 第1希望 令和 年 月 日 午前・午後 第2希望 令和 年 月 日 午前・午後 第3希望 令和 年 月 日 午前・午後 |
| 住宅の種別 | 持家か借家かを○で囲い、何階建てか（共同住宅の場合は何号室かを）記載してください。 持家・借家（取り付けの件は、建物所有者等に同意を得て下さい） 建物階層 _____ 階建て・ _____ 号室 |
| 作業個数 | _____ 個 |

★注意事項★

- お伺いするシルバー人材センターの担当者は、会員証（身分証明書）を携行しております。
- 取り付け等が必要な場所以外の部屋等に入ることはありません。
- 消防職員やシルバー人材センターでは住宅用火災警報器の販売はしませんので、事前に自費で購入をお願いします。
- 前日又は当日にお伺いするシルバー人材センターの担当者から確認の電話をします。

| 受 付 | 経 過 |
|-----|--|
| | 取り付け日予定日 令和 年 月 日 午前・午後 |
| | 取り付け完了日 令和 年 月 日 |
| | 取り付け作業者名 _____ |
| | 作業終了確認 (印又はサイン) |

※太枠部分に記載のうえ、松戸市防火・防災協会事務局（松戸市消防局予防課内）へ提出

TEL 047-363-1114 FAX 047-363-1137